

## 水道水フッ化物添加検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 水道水にフッ化物を添加することに関しあらゆる調査研究を行うため、吉川市水道運営委員会（以下「委員会」という。）に水道水フッ化物添加検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水道水にフッ化物を添加することについての調査研究（以下「調査研究」という。）に関すること。
- (2) 調査研究について報告書を作成し、及び委員会に提出すること。
- (3) 前2号に掲げるほか、調査研究に関し必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 検討部会は、部会委員20人以内で構成する。

2 部会委員は、次に掲げる者のうちから委員会会長が委嘱する。

- (1) 吉川市議会文教・水道委員会委員
- (2) 吉川市医師会会員
- (3) 吉川歯科医師会会員
- (4) 吉川市薬剤師会会員
- (5) 埼玉県職員
- (6) 吉川市健康福祉部所属職員
- (7) 吉川市水道事業企業職員
- (8) 市民

3 前項第8号に掲げる者から委嘱する部会委員は、公募するものとする。

### (部会員の任期)

第4条 部会委員の任期は、委嘱の日から報告書提出の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、部会委員が前条第2項各号に掲げる地位を失ったときは、失職する。

3 委員会会長は、前項の規定により部会委員が失職したときは、当該部会委員が失った前条第2項各号に掲げる地位に属する者のうちから新たに部会委員を委嘱することができる。

4 第1項の規定は、前項の規定により委嘱された部会委員に準用する。

### (会議)

第5条 検討部会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、部会委員が委嘱された後最初に開かれる会議は、委員会会長が招集する。

2 会議は、部会委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるとき又は会議で決したときは、部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(報告書の提出)

第6条 検討部会は、報告書の作成が完了したときは、速やかに委員会に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、吉川市水道事業水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

## 資料2

## 水道水フッ化物添加検討部会委員名簿

	氏 名	住 所	電 話
吉川市議会建設・水道委員会	日暮 進	吉川市三輪野江1丁目8	982-2197
吉川市医師会	秋本 憲一	吉川市保1-3-7吉川医療ビル5F	983-1515
吉川歯科医師会	豊田 静男	吉川市高久1-28-4	981-2636
吉川歯科医師会	小野 郁夫	吉川市栄町706-1高山ビル1F	981-8850
吉川市薬剤師会	関本登喜子	吉川市吉川1612-9	981-1272
埼玉県職員	田口 円裕	健康福祉部健康づくり支援課	048-830-3581
埼玉県職員	田辺 博義	埼玉県吉川保健所	982-1431
吉川市健康福祉部所属職員	稲田 太一	健康福祉部健康増進課	982-5111
吉川市水道企業職員	戸張 新吉	吉川市水道課	982-7711
公 募	澤山 道子	吉川市木売新田334	981-0580
公 募	阿部 民子	吉川市中川台12-105	981-4615
公 募	岩田 京子	吉川市きよみ野3-17-23	983-5750
公 募	草野 知美	吉川市きよみ野3-19-9	983-0887
公 募	成田 元彦	吉川市保524-3-404	982-9067
公 募	互 亮子	吉川市栄町1495	982-3267
公 募	吉田 久恵	吉川市保449-3	982-1986
公 募	山崎ヤエ子	吉川市須賀181-5	982-3398
公 募	蒲田 久治	吉川市吉川1-8-6	982-3532
公 募	杉崎 則子	吉川市中野381-5	981-2469
公 募	吉田 身子	吉川市高富1066-2	982-6043
事務局	水道課	吉川市会野谷496	982-7711

# 報 告 書

平成15年7月27日

吉川市水道水フッ化物添加検討部会

平成 15 年 7 月 27 日

吉川市水道運営委員会

会長 小山 順子 様

吉川市水道水フッ化物添加検討部会

水道水にフッ化物を添加することについて（報告）

吉川市水道運営委員会より水道水にフッ化物を添加することについて、慎重に審議いたしました結果を報告いたします。

検討部会の位置付け

この検討部会は、水道水にフッ化物を添加することに関し、あらゆる調査研究を行うため、吉川市水道運営委員会に設置されたものです。

審議の経緯

平成 13 年 12 月 19 日、吉川市水道運営委員会は、吉川市の水道水にフッ化物を添加することについて調査研究を行うため、吉川市水道水フッ化物添加検討部会（以下、検討部会と略す）を設置し、市内公募及び専門団体推薦委員の計 20 名の方に委嘱いたしました。

検討部会は、部会長に秋本憲一氏、副部会長に豊田静男氏を選出し、以後の審議方法について協議いたしました。その結果、審議に先立って、フッ化物についての権威ある専門家を招いて講演・研修等を行うことになりました。

はじめに日本大学松戸歯学部衛生学教授・小林清吾氏、次に元東京大学医学部・高橋暁正氏、最後に日本大学松戸歯学部薬理学教授・藤井 彰氏がそれぞれの立場から講演をされました。

専門家からの講義は5回に亘って催され、終了時に質疑応答を行うなど以後今日まで慎重審議を重ねた結果、検討部会として以下のような結論が得られましたので報告をいたします。

## 結 論

検討部会は専門家からの講義を踏まえ、水道水へのフッ化物添加がう蝕の予防に有効であるという認識を概ね得ましたが、安全性の面では共通の認識を得られませんでした。

市民レベルでは水道水フッ化物添加についてほとんど周知がなく、今後市民の健康づくりのために、適切な情報提供を図りながら、市民とともに協議・研究を行っていくことが必要と考えます。

厚生労働省は、自治体から技術的支援要請があれば、住民等の理解等を前提に歯科保健の一環として支援するとの見解を出しておりますが、検討部会としては委員の共通認識を得られないことから、現段階として水道水にフッ化物を添加することについて時期尚早であると考えます。

吉川市水道水フッ化物添加検討部会の委員は、下記の通りです。

部会長	秋本憲一	氏
副部会長	豊田静男	氏
委員	日暮進	氏
	小野郁夫	氏
	関本登喜子	氏
	田辺博義	氏
	澤山道子	氏
	阿部民子	氏
	岩田京子	氏
	草野知美	氏
	成田元彦	氏
	互亮子	氏
	吉田久恵	氏
	山崎ヤエ子	氏
	蒲田久治	氏
	杉崎則子	氏
	吉田身子	氏
	黒川孝一	氏
	中村泰平	氏
	小林輝男	氏



## 部会の推移

- 第1回 委嘱式および役員を選出等を行った。
- 第2回 小林清吾教授の講演
- 第3回 同上
- 第4回 同上
- 第5回 高橋晁正氏の講演
- 第6回 藤井 彰教授の講演
- 第7回 専門家からの講演を聞いて—各委員の意見について (各委員の発表)
- 第8回            "
- 第9回            "     報告書(案)のまとめ作業
- 第10回           "     報告書(案)のまとめ作業
- 第11回           "     報告書(案)のまとめ作業
- 第12回 吉川市水道運営委員会へ報告書の提出 解散式

## 参 考

厚生労働省の見解（全国厚生労働関係部局長会議資料・平成14年1月16日）

平成11年11月に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解としてフッ化物利用を推奨する答申を取りまとめており、この見解を受け、歯科保健課では、平成12年度より3ヵ年の計画で厚生科学研究班を発足させ、むし歯予防を目的としたフッ化物の全身・局所応用に関してのより具体的な指針を得るべく「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」の研究を実施しているところである。

また、平成12年12月に日本歯科医師会では、う蝕の発生を安全かつ経済的に抑制する手段として水道水フッ化物添加が、各種フッ化物応用の中で、有効性、安全性、至便性、経済性等に対する公衆衛生的に優れた方法であると認識し、水道水への添加という手段の性格上、これの実施は、最終的には地方自治体の問題であり、その経過においては、地域の歯科医師会をはじめとする関連専門団体、地域住民との合意が前提であるの見解を出している。

今後、自治体から水道水質基準（0.8mg/リットル）内でのフッ化物添加について技術支援要請があれば、水道事業者、水道利用者、地元歯科医師会等の理解等を前提に、厚生科学研究の成果を活用する等により歯科保健行政の一環として支援してまいりたい。